

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條
別表第二（第四条関係）	別表第二（第四条関係）	別表第二（第四条関係）	別表第二（第四条関係）
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
資金決済に関する法律	資金決済に関する法律	資金決済に関する法律	資金決済に関する法律
第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條
別表第三（第五条関係）	別表第三（第五条関係）	別表第三（第五条関係）	別表第三（第五条関係）
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
資金決済に関する法律	資金決済に関する法律	資金決済に関する法律	資金決済に関する法律
第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條

備考 表中の「」の記載は注記である。